

答 申 書
(答 申 第 330 号)
令和3年(2021年)2月22日

1 審査会の結論

北海道警察本部長が、警察官の氏名を非開示として、個人情報一部開示決定処分を行ったことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙（省略）のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「〇年（〇年）度北海道公安委員会公印使用簿（仮）のうち私〇〇の個人情報に関するページ」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、「開示請求者に係る公安委員会公印使用簿（〇（〇）年度）（〇〇号、〇〇号、〇〇号、〇〇号、〇〇号、〇〇号及び〇〇号）」（以下「本件個人情報」という。）を対象個人情報として特定し、それらに記載された警察官の氏名が北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第2項第2号に規定する非開示情報に該当するとして、令和元年11月26日付け道本総（情）第144号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、〇〇号、〇〇号及び〇〇号に記載された特定の警察職員の氏名を開示することを求めていることから、以下、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第16条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めるにつき相当の理由がある情報の5つの類型を例示している。

また、実施機関は、本号を適用し非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要である。

なお、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、司法審査の場においては、公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断することが適当であるとされていることから、当審査会においても、実施機関の判断が、社会通念上著しく妥当性を欠くなど許容される限度の逸脱が認められる点があるか否かについて判断することとする。

イ 実施機関は、2項2号情報に該当するとして非開示とした警察官の氏名について、概ね次のとおり、主張する。

(ア) 本件処分で非開示とした情報は、警察本部総務部総務課に配置されている警察官の氏名であり、当該警察官は、重要又は特異な事件、事故等が発生した場合や組織的に大規模な諸対策を講ずるときなどにおいて、犯罪捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事することがあり、当該警察官の氏名が明らかになると、身分や捜査の目的を秘匿した内偵捜査や情報収集等の警察活動において、捜査対象者等に警察官であることが察知され、逃走、証拠隠滅等の対抗

措置を講じられるなど、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(イ) さらに、警察の業務は相手方からの反発、反感を招きやすいことから、犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動に従事することがある警察官の氏名を開示することにより当該警察官が特定されることとなり、捜査対象者等から家族を含めた嫌がらせを受けるなど、警察官自身やその家族の生命、身体等の安全を脅かし、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(ウ) また、請求人は、本件処分で非開示とした部分のうち、〇〇号、道公委第〇〇号及び〇〇号の公印使用者の「氏名」欄には、請求人からの別件の個人情報開示請求において、実施機関が開示した特定の警察職員の氏名と同じ氏名が記載されているとして、その氏名の開示を求めていると解される。

しかしながら、当該欄には、請求人が主張する氏名とは異なる警察官の氏名が記載されており、当該警察官は(ア)及び(イ)で主張したとおり、犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動に従事することがあることから、当該警察官の氏名が明らかになると、犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあるほか、当該警察官やその家族の生命、身体等の安全を脅かし、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ 実施機関は、本件処分において、非開示とした警察官の氏名を開示することにより、当該警察官が従事することがある犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがある及び当該警察官やその家族の生命、身体等の安全を脅かし、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると主張する。これらの主張から、当該非開示部分は、当該警察官が従事する内偵捜査等の秘匿を要する警察活動と結びつくことが十分に想定される。そして、実施機関は、当該警察活動に支障が生ずるおそれがあることを具体的かつ実質的に示していると認められ、その判断は合理性を持つ判断として許容される限度内であると認められる。

エ また、当審査会において、本件個人情報を見分したところ、当該非開示部分には、請求人が開示を求める特定の警察職員とは異なる警察官の氏名が記載されていることが認められ、別件の個人情報開示請求で開示された特定の警察職員と同じ氏名が記載されているとして、その開示を求める請求人の主張を認めることはできない。

オ 以上のことから、当該非開示部分は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当すると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないため、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(5) 警察職員の氏名の取り扱いについて

警察職員の氏名の取り扱いについて、次のとおり付言する。

一般に、公務員の氏名については、職務を遂行した公務員を特定するための情報であるが、同時に私生活における個人識別のための基本情報としての性格を有しており、開示することにより、公務員の私生活に影響を及ぼす可能性がある。

特に、警察職員にあっては、従事する職務の特殊性から、当該警察職員が特定されると、捜査対象者等から家族を含めた嫌がらせを受けるなど、当該警察職員の正当な利益を侵すおそれや当該警察職員の家族の生命、身体等の安全を脅かすおそれがあると考えられる。

そのため、警察職員の氏名の取扱いについては、職務の特殊性に鑑み、一般の公務員とは異なる

取扱いとする必要があるものと認められる。

当審査会としては、公安委員会及び警察本部長において、警察職員の職務の特殊性から、開示することにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとして、警察職員の氏名に係る条例の運用を明確にし、公にする必要があると考えられることから、今後、その取扱いに関する検討を求める。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年4月2日	○ 諮問書の受理（諮問番号 623） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和2年6月11日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和2年7月21日 （第一部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年8月18日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年9月4日 （第103回全体会）	○ 答申案審議
令和2年10月27日 （第104回全体会）	○ 答申案審議
令和2年12月17日 （第105回全体会）	○ 答申案審議
令和3年2月15日 （第106回全体会）	○ 答申案審議
令和3年2月22日	○ 答申